

新				旧			
付則別表				付則別表			
有害物質の種類又は項目	業種	許容限度	期日	有害物質の種類又は項目	業種	許容限度	期日
略				略			
ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30	平成31年6月30日	ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40	平成28年6月30日
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40		ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50	
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）			うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	120		
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	120			

新				旧			
					を排出するものに限る。)		
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	140			うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	140	
ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	平成31年6月30日	ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	平成28年6月30日
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）				うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15			電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		
	電気めっき業（1日当たりの				電気めっき業（1日当たりの		

新				旧			
	平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40			平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	50	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	酸化コバルト製造業	160	平成31年6月30日	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	酸化コバルト製造業	160	平成28年6月30日
	ジルコニウム化合物製造業	700		電気めっき業	300		
	モリブデン化合物製造業	1500		ジルコニウム化合物製造業	700		
	バナジウム化合物製造業	1650		モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1700		
	貴金属製造・再生業	2900		貴金属製造・再生業	3000		
略				略			